

新潟市私立高等学校学費助成要綱取扱要領

(趣旨)

- 1 新潟市私立高等学校学費助成要綱（以下「要綱」という。）に基づく事務の取扱いについては、要綱に定めるもののほかは、この要領によるものとする。

(定義)

- 2 要綱における「保護者等」とは、市内に住所又は居所を有する者をいう。
ただし、単身赴任など勤務等により一時的に市外に住所又は居所を有することになった者は、市内に住所又は居所を有する者とみなす。

(非課税とされる世帯)

- 3 要綱第3条第1項第1号に規定する非課税とされた世帯については、私立高等学校に在籍している生徒と生計を同一とし、その生徒と生計を同一としている者が全て非課税である世帯。

(非課税の証明)

- 4 市民税が要綱第3条第1項第1号に規定する非課税であることを証明する場合において、私立高等学校は、申請者に対し、課税証明を添付させ、市長に申請するものとする。
ただし、当該証明については、新潟県の授業料軽減補助金交付申請の課税証明の写しに代えることができる。

(副申及び副申調書等の添付)

- 5 要綱第5条第1項第3号の規定により申請する場合において、私立高等学校は、「学費助成金の支給の申請について（副申）」（別記第2号様式）、副申に必要事項を記載した副申調書及び前条に規定する課税証明を添えるものとする。

(申請書及び副申の提出期限)

- 6 申請者は1月15日までに私立高等学校へ申請書を提出し、私立高等学校は1月25日までに申請書及び副申を市長に提出するものとする。

(助成金の額の算定)

- 7 要綱第4条に規定する助成金額の算定は、1年を4期に分け、各期に在籍した生徒に、同条に規定する金額を4で除した額を一期分の金額とし、各期を合計した金額を支給する。
(2) 各期とは、4月～6月までを第1期、7月～9月までを第2期、10月～12月までを第3期、1月～3月を第4期とする。

附 則

この要領は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。